

労働者派遣事業に係る情報提供

株式会社アビリーブ 本社
許可番号 派40-301209

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和6年度(令和6年4月～令和7年3月))

記

- 令和7年6月1日付け派遣労働者数 24人
- 令和6年度 派遣先事業所数(実数) 10社
- 令和6年度 労働者派遣に関する料金の平均額 22,787円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算)全業務平均)
- 令和6年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 13,764円
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算)全業務平均)
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を
当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 39.6%

6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

| 種類 | 対象者 | 方法 | 実施主体 | 費用負担 | 賃金支給 | 1人当たりの平均実施時間 |
|---------------------|-----------|--------|------|------|------|--------------|
| 新規採用者訓練 (入職時研修) | 新規採用者 | off-JT | 弊社 | 無償 | 有給 | 1時間30分 |
| キャリア形成 (職能別・職階別) | 派遣就業中スタッフ | off-JT | 弊社 | 無償 | 有給 | 8時間 |

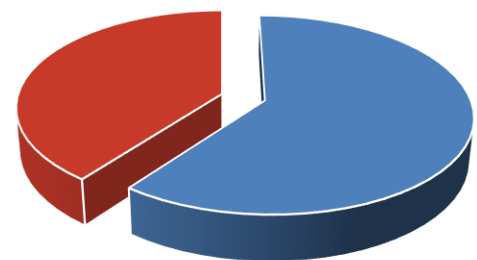
キャリアコンサルティング相談窓口 TEL 092-402-0255

7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

- ① 法定福利費用(社会・労働保険料)
- ② 派遣労働者の年次有給休暇取得時の賃金
- ③ 派遣労働者の募集費用
- ④ 派遣労働者就業管理費用
- ⑤ 派遣労働者の教育訓練費用
- ⑥ 事業運営費用
- ⑦ 営業利益

マージン率 39.6%



■ 賃金
■ マージン率

8 待遇決定方式の情報提供について

労使協定を締結しているか否か： 締結している

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲： 全派遣労働者

労使協定の有効期間の終期： 2026年3月31日

以上

労働者派遣事業に係る情報提供

株式会社アビリーブ 東京本社
許可番号 派40-301209

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和6年度(令和6年4月～令和7年3月))

記

- 令和7年6月1日付け派遣労働者数 96人
- 令和6年度 派遣先事業所数(実数) 22社
- 令和6年度 労働者派遣に関する料金の平均額 27,791円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算)全業務平均)
- 令和6年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 17,949円
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算)全業務平均)
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を
当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 35.4%

6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

| 種類 | 対象者 | 方法 | 実施主体 | 費用負担 | 賃金支給 | 1人当たりの平均実施時間 |
|---------------------|-----------|--------|------|------|------|--------------|
| 新規採用者訓練 (入職時研修) | 新規採用者 | off-JT | 弊社 | 無償 | 有給 | 1時間30分 |
| キャリア形成 (職能別・職階別) | 派遣就業中スタッフ | off-JT | 弊社 | 無償 | 有給 | 8時間 |

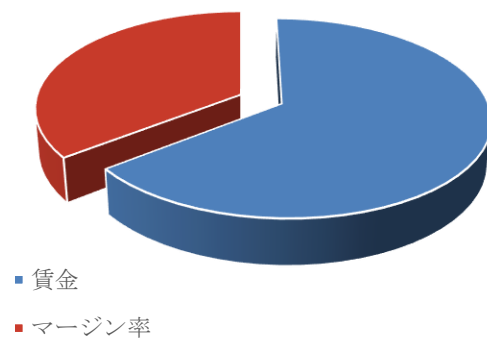
キャリアコンサルティング相談窓口 TEL 03-6432-0890

7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

- 法定福利費用(社会・労働保険料)
- 派遣労働者の年次有給休暇取得時の賃金
- 派遣労働者の募集費用
- 派遣労働者就業管理費用
- 派遣労働者の教育訓練費用
- 事業運営費用
- 営業利益

マージン率 35.4%



8 待遇決定方式の情報提供について

労使協定を締結しているか否か： 締結している

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲： 全派遣労働者

労使協定の有効期間の終期： 2026年3月31日

以上

労働者派遣事業に係る情報提供

株式会社アビリーブ 大阪支店
許可番号 派40-301209

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和6年度(令和6年4月～令和7年3月))

記

- 令和7年6月1日付け派遣労働者数 34人
- 令和6年度 派遣先事業所数(実数) 9社
- 令和6年度 労働者派遣に関する料金の平均額 24,114円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算)全業務平均)
- 令和6年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 15,436円
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算)全業務平均)
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を
当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 36.0%

6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

| 種類 | 対象者 | 方法 | 実施主体 | 費用負担 | 賃金支給 | 1人当たりの平均実施時間 |
|---------------------|-----------|--------|------|------|------|--------------|
| 新規採用者訓練 (入職時研修) | 新規採用者 | off-JT | 弊社 | 無償 | 有給 | 1時間30分 |
| キャリア形成 (職能別・職階別) | 派遣就業中スタッフ | off-JT | 弊社 | 無償 | 有給 | 8時間 |

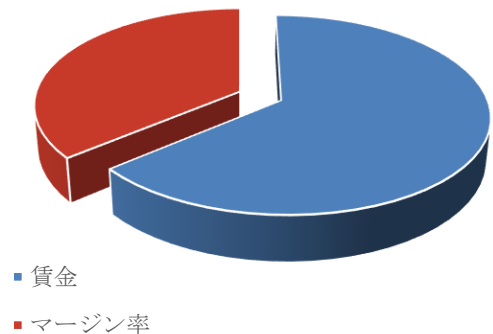
キャリアコンサルティング相談窓口 TEL 06-6476-7690

7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

- 法定福利費用(社会・労働保険料)
- 派遣労働者の年次有給休暇取得時の賃金
- 派遣労働者の募集費用
- 派遣労働者就業管理費用
- 派遣労働者の教育訓練費用
- 事業運営費用
- 営業利益

マージン率 36.0%



8 待遇決定方式の情報提供について

労使協定を締結しているか否か： 締結している

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲： 全派遣労働者

労使協定の有効期間の終期： 2026年3月31日

以上